

患者様へのお知らせ

「外来感染対策向上加算」について

当院は「外来感染対策向上加算」の施設基準を満たす医療機関として四国厚生支局に届出をしています。

当院は院内感染対策に関して、以下の取組を行っています。

● 院内感染対策に係る基本的な考え方

- 安全で安心な医療を提供することを第一に考え、従業員全員が院内感染防止対策を理解し、指針や手順書に沿って行動するなどの感染防止対策に取り組んでいます。
- 手袋・マスクの着用、消毒などの標準予防策を実施し、必要に応じて病原微生物等の特性に対応した感染経路別予防策を実施しています。
- 院内感染防止対策の基本的な考え方や具体的方策について、当院の実情に即した内容で年2回程度、院内研修を開催し、感染防止に対する知識の向上を図っています。
- 肝炎予防・インフルエンザ予防等のワクチン接種を推奨するなど、従業員の健康管理に努めています。
- 新興感染症の発生時等には、都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施することとしています。（実施の場合は自治体のホームページで公開）
- 感染症の疑われる患者については、動線を分けて対応するなど、二次感染等の感染拡大の防止に努めています。

● 院内感染対策に係る組織体制

- 感染防止対策部門を設置しています。院内感染管理者（田中 育太）が中心となり、院内感染の予防・再発防止対策、発生時の適切な対応ができる体制をとっています。

● 院内感染対策に係る業務内容

- 院内感染管理者が中心となり、以下の業務を行っています。

院内の定期巡回	1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行い、院内感染対策の実施状況等を確認しています
院内感染防止対策指針・手順書	指針及び手順書を作成しています。最新のエビデンス等に基づき、見直しを行うとともに従業員へ周知しています
情報収集	院内感染対策に関する最新の情報を収集し、従業員へ周知しています
従業員研修	従業員向けの院内感染対策に関する研修を年2回程度実施しています。研修を実施した際は、実施内容（開催日時、出席者、研修項目）を記録しています
院内感染発生時の対応	院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、対応について指示、全従業員へ周知します
感染症発生状況の報告	届出が必要な感染症患者と診断したときは、速やかに保健所へ届出を行います

● 抗菌薬の適正使用のための方策

- 抗微生物薬適正使用の手引き（厚生労働省）を参考に適切な抗菌薬を選択し、適切な量、適切な期間、適切な方法で投与するなど、抗菌薬の適正使用に取り組んでいます

● 他の医療機関等との連携体制

- 高松市医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年2回程度、院内感染管理者が参加します
- 高松市医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上参加します
- 院内感染発生など有事の際に、他の医療機関と連携して対応できるよう、必要な情報やその共有方法について協議するなど日頃から連携体制を整備しています
- 高松市医師会と情報共有・意見交換を行い、感染症の発生状況、院内感染対策の実施状況、抗菌薬の使用状況等の最新の知見を共有するなどの連携をしています
- 高松市医師会から抗菌薬の適正使用に関する助言を受け、適宜処方内容を点検し、見直しを行っています